

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例（平成14年中空知衛生施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理施設の受入基準)

第2条 条例第5条第4項に規定する規則で定める処理施設が受入れを行う一般廃棄物の種類及び区分等の基準は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、受入れに係る搬入形態その他必要な事項は、組合長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第3条 条例第10条第1項の規定により一般廃棄物処分業の許可の申請をしようとする者又は一般廃棄物処分業の許可の更新の申請をしようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（別記第1号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 法に基づく許認可状況を記載した書類

(3) 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本）

(4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類

(5) 当該申請に係る処分の事業に従事する従業員の名簿

(6) 当該申請に係る処分の事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設の付近の見取図並びに設備器材等に関する書類

(7) 申請者が法人である場合にあっては、直近3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、許可の更新の申請をしようとする者は、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

(一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請)

第4条 条例第10条第1項の規定により一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請をしようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書（別記第2号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該変更の申請に係る処分の事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設の付近の見取図並びに設備器材等に関する書類

(2) 変更後の事業計画の概要を記載した書類

(3) 前号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める書類

(一般廃棄物処分業の許可証の交付)

第5条 組合長は、条例第10条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可若しくは更新の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（別記第3号様式）を交付するものとする。

(一般廃棄物処分業の許可証の再交付申請)

第6条 条例第10条第1項の規定により許可証の再交付の申請をしようとする者は、一般廃棄物処分業許可証再交付申請書（別記第4号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可証を破り、又は汚した者が条例第10条第1項の規定による再交付の申請をする場合には、申請の際当該許可証を添えてしなければならない。

3 第1項に規定する許可証の交付を受けている者は、当該許可証の再交付を受けた後失った許可証を発見したときは、速やかにこれを組合長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処分業の廃止及び変更の届出)

第7条 法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、一般廃棄物処分業事業廃止届（別記第5号様式）又は一般廃棄物処分業許可申請事項変更届（別記第6号様式）を組合長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届書には、廃止又は変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(許可業者の順守事項)

第8条 条例第10条第1項の規定により、法第7条6項の規定による一般廃棄物処分業（埋立処分（芦別市にあっては生ごみ以外の一般廃棄物に係る埋立処分以外の処分を含む。）に係るものを除く。）の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する一般廃棄物の処分に係る基準を順守しなければならない。

(許可の取消し又は事業の停止)

第9条 組合長は、法第7条の3及び第7条の4の規定により許可業者が前条の規定に違反したときはその許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(手数料の徴収方法)

第10条 条例第13条に規定する規則で定める手数料の徴収方法は、処理施設において計量した重量に基づき、搬入の都度計量票兼領収書（別記第6号様式の2）により徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合長が特に認めた場合にあっては、月の1日から末日までの分をまとめて納入通知書兼領収書（別記第6号様式の3）により徴収することができる。この場合において、当該手数料の納入期限は、搬入した月の翌月の末日とする。

3 前項の規定により手数料をまとめて納付しようとする者は、あらかじめごみ処理手数料後納願（別記第7号様式）を組合長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 組合長は、前項の規定による願出を承認したときは、ごみ処理手数料後納承認証（別記第8号様式）を交付するものとする。

5 第2項の規定による手数料の額は、1日の搬入量につき算定した手数料の額を、月の1日から末日までの分合算して得た額とする。

6 第2項の規定により手数料を徴収する場合は、事業系廃棄物搬入確認票（別記第9号様式）に

より1日ごとの搬入量その他必要な事項を確認の上、当月分を翌月末日までに徴収するものとする。

(手数料の減免申請)

第11条 条例第14条第1項の規定による手数料の減額又は免除を受けるため、同条第2項の規定による申請をしようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(別記第10号様式)を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、条例第14条第1項の規定により手数料を免除したときは、搬入許可証(別記第11号様式)を交付するものとする。

(リサイクルに搬入できる日及び時間)

第12条 中空知衛生施設組合リサイクルに一般廃棄物を搬入することができる日は、次に掲げる日以外の日とし、その時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月2日までの日及び5月3日から5日までの日

(施行細目)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月24日規則第2号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条、第8条、第9条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月2日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月4日規則第4号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の区分等
受 入 れ で き る も の	(1) 燃やせるごみ	紙くず、木くず、枯れ草、布類、ビニール類、皮革類、ゴム類、スチロール、プラスチック類等の可燃性のごみ
	(2) 燃やせないごみ	陶磁器、ガラス類、金属類、資源ごみに含まれない缶・びん類等の不燃性のごみ
	(3) 生ごみ	<small>ちゅうかい</small> 厨芥ごみ、草花類、野菜くず等の有機性のごみ
	(4) 資源ごみ	缶類（スチール・アルミ）、びん類、ペットボトル又は古紙類（紙パック・ダンボール・新聞・雑誌）
	(5) 粗大ごみ	家具類、寝具類、カーペット類、家電製品類等（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器以外のものに限る。）(1)から(4)までに掲げるもの以外の大型ごみ
	(6) 小動物の死体	おおむね30キログラムまでの小動物の死体
受 入 れ で き な い も の	<p>産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、廃ゴムタイヤ、バッテリー、消火器、がれき類、小動物の死体以外の動物の死体、LPガスボンベ、廃油、汚泥又は土砂</p> <p>上記に掲げるもののほか、処理するための器材又は設備を損壊するおそれのあるもの</p>	

一般廃棄物処分業許可（更新）申請書

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項（第7項）の規定により、一般廃棄物処分業の許可（の更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 の 種 類		新 規	更 新
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類		
	処分の方法	焼 却 ・ 破 碎 ・ 脱 水 ・ その他 ()	
事務所及び事業所の所在地			
事務所及び事業所の名称			

添付書類

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可状況を記載した書類
- (3) 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本）
- (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類
- (5) 当該申請に係る処分の事業に従事する従業員の名簿
- (6) 当該申請に係る処分の事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設の付近の見取図並びに設備器材等に関する書類
- (7) 申請者が法人である場合にあつては、直近3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める書類

一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 の 内 容		
事業の範囲	変 更 前	取扱う一般廃棄物の種類
		処分の方法
	変 更 後	取扱う一般廃棄物の種類
		処分の方法
変 更 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

添付書類

- (1) 当該変更の申請に係る処分の事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設の付近の見取図並びに設備器材等に関する書類
- (2) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、組合長が必要と認めた書類

許可番号第 号

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

中空知衛生施設組合
組合長



許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1 事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類及び処分の方法）㊦

2 許可の条件

3 許可の更新又は変更の状況

一般廃棄物処分業許可証再交付申請書

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例第10条第1項の規定により、一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けたいので、申請します。

再交付を受けたい証の種類	一般廃棄物処分業許可証
再交付を受けようとする理由	1 破 損 2 汚 損 3 紛 失 4 盗 難 5 事業内容の変更 6 その他（ ）

備考

- 1 破損・汚損による許可証の再交付申請をする場合には、当該破損・汚損した許可証を添えて申請すること。
- 2 紛失・盗難等による許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを組合長に返納する。
- 3 事業内容の変更に伴う届出をする場合は、許可書を添えて申請すること。

一般廃棄物処分業事業廃止届

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

届出人 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処分業の事業の全部（一部）を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務所及び事業所の所在地	
廃止した事業の種類	
廃 止 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

添付書類

- (1) 全部廃止の場合は、許可証を返納すること
- (2) 廃止に係る事項を証する書類

一般廃棄物処分業許可申請事項変更届

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

届出人 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処分業の許可申請事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務所及び事業所の所在地	
事務所及び事業所の名称	
変 更 す る 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類 変更に係る事項を証する書類

計 量 票 兼 領 収 書

年 月 日		時 刻	
車 番		回 数	
搬 入 出 区 分			
ごみ種			
搬 入 者			
市 町			
総重量			kg
風袋重量			kg
正味重量			kg
手数料額			円
うち消費税額 等(税率10%)	(円)

中空知衛生施設組合リサイクル

登録番号：

ごみ処理手数料収納受託者

滝川市東滝川760番地1

(連絡先) 0125-75-3800

上記金額を領収しました。

領収日付印

納入通知書兼領収書

年度		年 月分	No.
住所	〒 市・町		
氏名	様		
ごみ搬入量	kg		
納付区分	現金・後納		
科 目	金 額		
ごみ処理 手数料	円		
うち消費税額 等(税率 10%)	(円)		
延滞金	円		
発布年月日	年	月	日
納 期 限	年	月	日
搬入車両			
搬入者氏名			
<p>上記の金額を納めてください。 納入場所 中空知衛生施設組合指定金融機関、 収納代理金融機関、現金取扱員、 中空知衛生施設組合出納員、収納受託者 中空知衛生施設組合 組合長 登録番号</p>			
上記金額を領収しました。		領収日付印	
この領収書は5年間保存して下さい。			

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

願出人 住 所

事業所名

代表者名

㊞

連絡先

担当者

電話番号

ご み 処 理 手 数 料 後 納 願

中空知衛生施設組合リサイクルに搬入する一般廃棄物処理手数料は、次の理由により当該月分をまとめて、翌月末日までに納入することとしたいので願い出ます。

理 由			
搬入期間	年	月	日から
	年	月	日まで

中衛組承認第 号

ごみ処理手数料後納承認証

住 所

事業所名

代表者名

搬入期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記の者に係る一般廃棄物処理手数料の後納を承認します。

年 月 日

中空知衛生施設組合
組合長

印

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

中空知衛生施設組合廃棄物の処理に関する条例第14条第2項の規定により、手数料の減額又は減免を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 減免を受けようとする手数料

搬入予定年月日	ごみの種類	予定搬入量(k g)	手数料の予定金額(円)

2 減免を受けようとする理由

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町長名

印

減免率 (%)		減額する金額(円)	
	課 係	確当 忍者 担印	受付年月日
	課 係		

一般廃棄物 搬入許可証

搬入者名 _____

搬入期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

許可日 _____ 年 月 日

許可証の有効期間は上記期間に限るものとする。

中空知衛生施設組合長

搬入予定年月日	ごみの種類	予定搬入量（kg）